

定例教育委員会

議

案

議案第 9 号

坂井市立幼稚園保育料条例施行規則の一部改正について

坂井市立幼稚園保育料条例施行規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成 2 8 年 5 月 2 3 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市立幼稚園保育料条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（第3条関係）第1号中

「
三国総合支所
丸岡総合支所
春江総合支所

」を

「
三国支所
丸岡支所
春江支所

」に

改める。

附 則
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。

坂井市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第14号）新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
様式第1号(第3条関係) 納付方法 口座振替又は保育料納入通知書兼領収書により納付してください。 納付場所 坂井市役所 本庁 三国支所 丸岡支所 春江支所 坂井市指定金融機関 本年度の納期限は、下記のとおりです。 4月分 年 月 日 5月分 年 月 日 6月分 年 月 日 7月分 年 月 日 8月分 年 月 日 9月分 年 月 日 10月分 年 月 日 11月分 年 月 日 12月分 年 月 日 1月分 年 月 日 2月分 年 月 日 3月分 年 月 日 ※口座振替の場合は各納期限の日に引き落とします。	様式第1号(第3条関係) 納付方法 口座振替又は保育料納入通知書兼領収書により納付してください。 納付場所 坂井市役所 本庁 三国総合支所 丸岡総合支所 春江総合支所 坂井市指定金融機関 本年度の納期限は、下記のとおりです。 4月分 年 月 日 5月分 年 月 日 6月分 年 月 日 7月分 年 月 日 8月分 年 月 日 9月分 年 月 日 10月分 年 月 日 11月分 年 月 日 12月分 年 月 日 1月分 年 月 日 2月分 年 月 日 3月分 年 月 日 ※口座振替の場合は各納期限の日に引き落とします。

議案第 10 号

坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の
一部改正について

坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部
改正について、次のとおり承認を求める。

平成 28 年 5 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

平成28年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年坂井市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「総務部」を「総合政策部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成26年坂井市教育委員会規則第9号)新旧対照表

改正案 (新)	現行 (旧)								
○坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員に補助執行させるに当たり、必要な事項を定めるものとする。 (補助執行) 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の右欄に掲げる事務を同表左欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。	○坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員に補助執行させるに当たり、必要な事項を定めるものとする。 (補助執行) 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の右欄に掲げる事務を同表左欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>補助執行させる事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部まちづくり推進課に属する職員</td><td>コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。</td></tr> </tbody> </table> (専決) 第3条 前条の規定により教育委員会の権限に属する事務を補助執行する場合において、補助執行する職員は、坂井市教育委員会事務決裁規程(平成18年坂井市教育委員会訓令第1号)の規定を準用して、所管に係る事項を専決処理することができる。	職員	補助執行させる事務	総合政策部まちづくり推進課に属する職員	コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>補助執行させる事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部まちづくり推進課に属する職員</td><td>コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。</td></tr> </tbody> </table> (専決) 第3条 前条の規定により教育委員会の権限に属する事務を補助執行する場合において、補助執行する職員は、坂井市教育委員会事務決裁規程(平成18年坂井市教育委員会訓令第1号)の規定を準用して、所管に係る事項を専決処理することができる。	職員	補助執行させる事務	総務部まちづくり推進課に属する職員	コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。
職員	補助執行させる事務								
総合政策部まちづくり推進課に属する職員	コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。								
職員	補助執行させる事務								
総務部まちづくり推進課に属する職員	コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。								

議案第 1 1 号

坂井市社会教育委員の承認について

坂井市社会教育委員の承認について、次のとおり承認を求める。

平成 2 8 年 5 月 2 3 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第 12 号

坂井市青少年育成推進員の承認について

坂井市青少年育成推進員の承認について、次のとおり承認を求める。

平成 28 年 5 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第 13 号

坂井市青少年愛護センター運営委員の承認について

坂井市青少年愛護センター運営委員の承認について、次のとおり承認を求める。

平成 28 年 5 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第 14 号

坂井市青少年愛護センター補導員の承認について

坂井市青少年愛護センター補導員の承認について、次のとおり承認を求める。

平成 28 年 5 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第 15 号

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館運営審議会委員の
追加承認について

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館運営審議会委員の追加承認につい
て、次のとおり承認を求める。

平成 28 年 5 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第16号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成28年5月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫